

退去のしおり

退去予告の連絡

退去する際、1ヶ月以上前迄に当社へ退去予告の連絡が必要です。退去月の家賃については、基本的には半月ごとの清算となります。契約書により異なる場合もございますので、詳細につきましては当社迄ご連絡ください。契約書の特約事項・覚書等、事前にご確認ください。1度退去予告を受付しますと、取消・変更が出来なくなります。

退去予告受付

退去時払いの費用がある場合、振込でのお支払の場合は、退去立会日の前日までに当社で入金確認が取れるようにお支払い下さい。口座引落でお支払の場合は、口座の残高を確認下さい。

各公共機関（電気・水道・ガス等）への連絡



引越し日が決まり次第、各機関に退去の連絡を入れて下さい。



郵便局への住所変更

新しい住居への変更に日数を要しますので、早めに変更手続きをして下さい。

退去立会い

荷物が全て出し終わった状態で部屋の確認をします。事前の予約が必要となります。退去日が決まり次第早めに予約して下さい。立会い完了後は、全てのカギ（合カギも含む）を返却して頂きます。又、引越先の住所を確認しますので、書類をお持ちになるか、メモなどお持ちになるようお願い致します。

その他

◎大型ゴミの処分

札幌市大型ゴミ収集センター

011-281-8153

電話申込制による戸別有料収集です。早目にお申し込み下さい。



◎火災保険の解約手続き

お持ちの保険証券を確認して、解約又は異動の手続きをして下さい。

